

京都市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例第4条第1項の規定による申出がありましたので、同条例第5条第4項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、同条例第5条第1項に規定する申出区域を表示する図面及び同条第3項に規定するまちづくり方針を縦覧に供します。

なお、指定区域の指定及びまちづくり方針について意見を有する住民その他利害関係人は縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和8年7月27日

京都市長 松 井 孝 治

1 申出区域に含まれる町の名称

灰方町自治会（京都市西京区大原野灰方町、京都市西京区大原野小塩町、京都市西京区大原野南春日町）

2 縦覧期間

令和8年7月27日から令和8年8月10日まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日等「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第4条により本市において「休日」と規定される日は除く。

3 縦覧時間

下記4(1) 午前8時45分から午後5時30分まで

下記4(2) 午前8時30分から午後5時15分まで

4 縦覧場所

(1) 京都市役所 都市計画局都市景観部開発指導課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 西京区役所洛西支所地域力推進室

京都市西京区大原野東境谷町二丁目1-2

5 意見書の提出

指定区域の指定及びまちづくり方針について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記2の縦覧期間内に、上記4の場所に提出してください。

(都市計画局都市景観部開発指導課)